

第18回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会

会 議 録

平成16年11月1日 午後1時30分～

第18回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会会議録						
開催年月日	平成16年11月1日					
会場	飯山町役場分館1階大研修室					
議長	新土光夫					
出席並びに 欠席委員 出席 22名 欠席 2名	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会長	新土光夫	○	委員	三谷清明	○
	副会長	新井哲二	○	委員	金澤敏夫	○
	副会長	二神正國	○	委員	高橋 等	○
	委員	長原孝弘	○	委員	永田さな江	○
	委員	松尾良幸	○	委員	細川 滋	○
	委員	宮武 要	○	委員	細谷達則	○
	委員	青竹憲二	○	委員	奥村恭子	○
	委員	香川信久	○	委員	小林 基	○
	委員	吉田正明	○	委員	原田泰男	×
	委員	高木新仁	○	委員	建石照夫	×
	委員	小松利弘	○	委員	秦 勉	○
	委員	廣田 穰	○	委員	横田良子	○

第18回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会会議次第

日時 平成16年11月1日（月）13時30分～

場所 飯山町役場分館1階大研修室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 報告

ア 報告第68号 一般職の職員の身分の取扱いについて

イ 報告第69号 特別職の職員の身分の取扱いについて

ウ 報告第70号 市長・市議会議員選挙事務想定について

(2) その他

ア 第19回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会日程について

イ その他

4 閉会

午後1時30分 開会

○事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから第18回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。最初にご報告申し上げます。規約第10条第1項の規定に基づきます会議の成立でございますが、本日の出席者数につきましては、事前に、綾歌町の前田委員、飯山町の建石委員につきましては、欠席であるとのご連絡をいただいております。なお、小林委員につきましては、少し遅れるとのことでございます。

従いまして、現在、委員23人中20人となっておりますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております、会議次第に沿いまして進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、新土会長からごあいさつを申し上げます。

○新土会長 それでは、失礼します。新土でございます。

本日は、第18回丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、ご参集を賜りましてありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

今年は、特に夏から秋にかけて大雨や台風、地震に見舞われ、全国で多くの被災者や損害が出ていますが、1市2町におきましても、先日の台風23号によりまして、家屋が浸水するなどの被害が発生いたしております。被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

特に、綾歌町でも死亡事故という痛ましい結果となりました。心からご冥福をお祈り申し上げます。

また、そうしたことで、災害復旧や防災対策等にも1市2町それぞれに取り組んでいると思いますが、大変ご苦労でございます。

ところで、先週土曜に、新生「丸亀市」交流促進事業といたしまして、1市2町のスポーツ少年団交流大会が、飯山町の小中学校などを会場に開催されました。これは、合併を前に1市2町のスポーツ少年団が、合同で交流試合を開催することにより、お互いの体力の向上と親睦を図ることを目的とするもので、バレーボール・フットサル・ミニバスケットボールの3種目で交流試合が行われ、また、野球についても今週の土曜日に行われる予定でございます。新市の次代を担う子どもたちが、スポーツを通じて交流し、親睦を図る

ことができ、とても意義深い大会であったと思っております。

さらに、11月6日、7日には、交流促進事業といたしまして「あやうたふるさとまつり」が綾歌町総合文化会館アイレックスで開催され、1市2町の皆さんによる伝統芸能やパフォーマンスが披露されるとお聞きいたしております、これらのイベントを通じて、1市2町の住民の方々の交流がいっそう深まることを願っております。

さて、今回は、「一般職や特別職の職員の身分の取扱い」と「新市発足後に行われる設置選挙の事務想定」について、報告する予定にいたしております。委員の皆さまにおかれましては、今後とも新市発足にご尽力を賜りますようお願いを申し上げます、開会にあたりましてのあいさつといたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。

続きまして、丸亀市の11月異動に伴いまして、事務局職員に変更がありましたので、この場をお借りいたしまして、ご報告させていただきます。「資料1」をご覧ください。丸亀市から事務局職員として派遣されていた、青木善信と山地幸夫が丸亀市に復帰いたしました。事務局職員の変更については、「資料1」のとおりですので、ご報告申し上げます。

続きまして、議事に入りますが、議事に際しましては、マイクのスイッチのオン・オフ、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

また、議事の都合上、発言される場合には、市町名と、お名前をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入りますが、会議の議長につきましては、合併協議会規約第10条第2項の規定によりまして会長が行うことになっております。

それでは、新土会長、よろしくお願いいたします。

○新土会長 それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

これから先、失礼ですが腰をかけたままで進行していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速進めてまいります。最初に、会議次第の「3 議事」のうち「(1) 報告」からまいりたいと思っております。「ア 報告第68号 一般職の職員の身分の取扱い」につきまして、昨年ご確認いただきました調整方針に基づき、1市2町の調整が整いましたので、その結果を事務局から報告させます。どうぞ。

○事務局員 はい、議長。

○新土会長 はい。

○事務局員 失礼をいたします。それでは、報告第68号、「一般職の職員の身分の取扱い」についてご報告を申し上げます。

本編資料1ページをお開きください。「一般職の職員の身分の取扱いについて調整したので、別添のとおり報告する。」といたしまして、その調整内容は、別冊の調整結果にお示ししております。

調整結果の1ページをお開きください。一般職の職員の身分の取扱いについての協定内容は、「職員の職名、職務については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。職員の給与については、新市において、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。」となっております。

最初に、一般職の職員の取扱いについての基本的な考え方といたしましては、現行の丸亀市の例を参考に調整することといたしました。

まず、「1 職名」につきましては、現行の丸亀市の役職名の見直しを行い、基本的な役職名として、部長、課長、室長、そして今回新たに副課長、担当長を設置いたしました。

なお、本ページの調整結果は、新市の市長部局についてのものであり、教育委員会をはじめとする、他の事務部局の職員の職名につきましては、この調整結果を基本に調整することといたします。

2ページをお開きください。「2 職員の給与」につきましては、まず給料表につきましては、全職員を人事院が定めている行政職(一)の給料表に統一し、初任給につきましてもそれぞれの区分で支給額を統一いたしました。また、職員手当の種類につきましては、相違がないため現行のとおりといたします。

3ページから5ページをお開きください。3ページから5ページにつきましては、級別職務分類表の調整でございます。調整結果につきましては、現在10級制の給料表を採用している丸亀市の例を参考に調整するとともに、職務の名称を簡素化いたしました。

なお、今回新たな役職となる担当長については6級と7級、副課長については7級・8級の職務といたしました。

続きまして、6ページから9ページをご覧ください。「3 手当等の詳細」といたしまして、職員手当の支給額や支給率等につきましては、丸亀市の例を参考に調整いたしまし

た。

なお、7ページの管理職手当については、人件費削減のため今回見直しを行っております。

また、9ページでございますが、旅費につきましても丸亀市の例を参考に調整いたしました。

続きまして、10ページから13ページをご覧ください。「特殊勤務手当」については、平成16年4月に丸亀市において、勤務実態等に即した支給額の見直しを実施したため、原則として丸亀市の例を参考に調整いたしました。

なお、廃止する手当等につきましては、給料表の統一や勤務内容等を考慮することにより調整したものでございます。

続きまして、14ページをお開きください。4の「(1) 職員の任用」につきましては、採用の幅を広げるため年齢の制限については、綾歌町及び飯山町の例を参考に調整いたしました。「(2) 服務：職員の勤務時間」、「(3) 賞罰：職員の分限・懲戒・表彰」につきましては、1市2町間で差異がないため現行のとおりといたします。

以上簡単ですが、「一般職の職員の身分の取扱いについて」の報告を終わります。

○新土会長 はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から報告第68号について説明がございました。この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新土会長 はい。それでは、ないようでございますので、次に移りたいと思います。

続きまして、「報告第69号 特別職の職員の身分の取扱い」につきまして、昨年ご確認いただきました調整方針に基づき、1市2町の調整が整いましたので、その結果を事務局から報告させます。どうぞ。

○事務局員 議長。

○新土会長 はい。

○事務局員 それでは、報告第69号「特別職の職員の身分の取扱い」についてご報告を申し上げます。

本編資料2ページをお開きください。「特別職の職員の身分の取扱いについて調整したので、別添のとおり報告する。」といたしまして、その調整内容は別冊の調整結果にお示

ししております。

調整結果の15ページをお開きください。「1 特別職及び議会議員の報酬等」についての協定内容は、「法令の定めるところにより、市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置き、その給料等については、同規模自治体の常勤特別職の給料額等を参考に調整する。議会議員の報酬等については、同規模自治体の議会議員の報酬額等を参考に調整する。」といたしております。

本来常勤の特別職及び議会議員の報酬等につきましては、特別職報酬等審議会に諮問し、答申の内容を尊重し定めるべきではございますが、新市発足時は、特別職報酬等審議会に諮問することができないため、丸亀市の例を参考に調整し、暫定的に適用することといたしました。なお、協定内容に記載されております、同規模自治体の報酬額等につきましては、その20ページにお示しいたしておりますので、参考にご確認をいただきたいと思っております。

それでは、15ページに戻っていただきまして、まず、「(1) 市長、助役、収入役及び教育長の給料額並びに議会議員の報酬額」につきましては、表のとおり、丸亀市の例を参考に調整いたしました。また、新市の市長職務執行者の給料につきましては、新市の市長の額を適用することといたしました。なお、報酬額等につきましては、新市において、速やかに特別職報酬等審議会に諮問することといたします。

16ページをお開きください。「(2) 市長、助役、収入役の期末手当」、「(3) 教育長の期末手当等」、「(4) 議会議員の期末手当の支給率」についても丸亀市の例を参考に調整をいたしました。

17ページをご覧ください。「(5) 特別職及び議会議員の旅費及び費用弁償のうち、議会議員の会議出席の費用弁償」については、本会議・常任委員会の出席につき日額3,000円とし、公用車使用の場合は、日額1,500円といたしました。「(6) 政務調査費」については、年額120,000円といたしました。

続いて、18ページをお開きください。「2 行政委員の報酬額」についての協定内容は、「法令の定めるところにより、行政委員を設置し、委員等の報酬額等については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。」となっております。行政委員の報酬額につきましても、特別職及び議会議員の報酬額の調整結果と同様に、丸亀市の例を参考に調整をいたしました。

なお、ここで固定資産評価審査委員会委員につきましては、現在丸亀市では、日額1

8,000円となっておりますが、会議の時間がほとんど4時間未満であるため、規定により半額の9,000円を支給しております。従いまして、新市におきましては、9,000円を日額として支給することといたします。

なお、行政委員の報酬額につきましては、従来より、常勤の特別職及び議会議員の報酬等と歩調を合わせて決定しておりましたが、今回は新市発足時でございますので、それぞれの報酬額は、暫定的に適用するものとし、新市において財政事情等を考慮し、特例的に特別職報酬等審議会に諮問することといたします。

続きまして、19ページをご覧ください。「3 審議会・委員会等の委員の報酬」につきましても、協定内容の抜粋ですが、「委員等の報酬額等については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。」とされていることを踏まえ、丸亀市の例を参考に調整をいたしました。調整結果は、先ほど固定資産評価審査委員会委員の報酬において説明いたしました同様の考え方にに基づき、現丸亀市の半額の日額7,000円といたします。それ以外の非常勤の委員及び職員につきましては、勤務内容に基づき任命権者と市長との協議により定める額といたしました。

以上で「特別職の職員の身分の取扱いについて」の報告を終わります。

○新土会長 はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から報告第69号に係る1市2町の調整結果について報告がございました。この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新土会長 特にないようでございますので、次に移りたいと思います。

次に、「報告第70号 市長・市議会議員選挙事務想定」につきまして、事務局から報告させます。

○事務局員 議長。

○新土会長 どうぞ。

○事務局員 失礼いたします。事務局の中です。「報告第70号 選挙事務想定」についてご報告いたします。

選挙事務想定につきましては、合併により1市2町の市長・町長が失職し、また、議会議員も、在任特例を適用しないため、全員がその身分を失うことから、法律では、合併後50日以内に新市の市長や市議会議員の選挙を行うこととなっております。

そこで、想定される選挙事務について、予め関係機関で協議し、考え方を調整しておくことが望ましいことから、1市2町の選挙管理委員会で調整し、その結果を報告するものです。

本日配付しました、本編資料3ページをお開きください。報告第70号「市長・市議会選挙事務想定について、別紙のとおり報告する。」といたしまして、裏の4ページをご覧ください。

まず、日程や執行形態等は、合併当日の平成17年3月22日に開催される予定の、新市の選挙管理委員会において正式に決定されます。また、市長と市議会議員の選挙は同時執行を想定しております。

さらに、日程等につきましては表のとおりでございますが、主な事項といたしましては、平成17年4月17日(日)に立候補届出の受付、4月24日(日)の投・開票となっております。繰り返しになりますが、これらの日程や執行形態等は、1市2町の選挙管理委員会で調整した事務想定でありまして、正式には、合併当日の平成17年3月22日に開催される予定の、新市の選挙管理委員会において決定されます。

簡単ですが、以上で「市長・市議会議員選挙事務想定」についての報告を終わります。

○新土会長 はい、ありがとうございました。

ただいま、報告第70号の報告でございますが、この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新土会長 特にないようでございますので、次に移りたいと思います。

それでは、「議事(2)その他」に移ります。次回、第19回の合併協議会の日程について、事務局から説明願います。

○事務局長 次回、第19回の合併協議会の日程でございますが、報告が残っております。「条例・規則等の取扱い」については、現在、1市2町で事務事業の細部調整を行っており、これらの日程を考えますと、年内の報告は難しいと思われれます。

従いまして、次回の合併協議会の日程につきましては、来年1月の第4水曜日であります1月26日を予定しており、確定次第、ご連絡いたしますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

○新土会長 はい、ありがとうございました。

ただいま、第19回の合併協議会の日程等につきまして、事務局から説明がございまし

た。次回は、年内の報告が難しいので、来年1月26日を予定し、確定次第、ご連絡をいたしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、先進地視察について、事務局から説明願います。

○事務局長 はい、先進地の視察につきましてご説明を申し上げます。本日配付しました「資料2 先進地視察について」の資料をご覧ください。

今回の先進地視察につきましては、1市2町の合併が間近に迫ったことから、合併前後の課題について研修することとし、丸亀市・綾歌町・飯山町の合併と同様に、1市2町が新設合併し、今年10月1日に発足したばかりの島根県安来市を訪問することといたしました。日程につきましては、11月19日、20日でございます。詳細につきましては、後日郵送でご案内をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○新土会長 はい、ありがとうございます。

ただいま、先進地視察につきまして事務局から説明がございました。今月19日・20日に島根県安来市を訪問することになりましたので、よろしくお願い申し上げます。

その他、委員さんの方から、せっかくの機会でございますので、ご意見ございましたら、ご発言いただきたいと思いますが。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新土会長 それでは、以上で、本日予定されておりました日程は、すべて終了いたしました。1市2町といたしましては、事務事業の細部調整やPR活動、交流促進などに取り組んでいるところでございますが、委員の皆さまや各議会におかれましても、なお一層ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日の合併協議会はこれで散会といたします。ありがとうございました。

午後1時55分閉会